

目 次

はしがき

序 章 我が国における住宅保障の議論状況 ————— 1

- 1 住宅保障をめぐる社会保障法学会等の議論状況 1
 - 1 社会保障法学会の議論状況 1
 - 2 居住福祉学会など 2
- 2 住宅保障と生活保護, 住宅保障と住宅扶助 3
- 3 参照例としてのドイツ? 5
 - 1 住宅保障と憲法 5
 - 2 最低生活保障施策への着目 6
- 4 日独の「ありよう」の比較研究 7
- 5 アプローチとしての判例研究 8
- 6 本書の構成 9

第1章 日本の最低生活保障と住宅 ————— 13

- 1 保護基準に基づく生活保護の意味 13
 - 1 日本法におけるドグマ? 13
 - 2 保護基準そのもののチェックへ? 24
- 2 日本における住宅扶助の展開と課題 27
 - はじめに 27
 - 1 生活保護法と住宅扶助 29
 - 2 「食い込み」と住宅扶助 34
 - 3 現行法制をどうみるか 39
 - 4 住宅扶助基準の方向性 42
 - 5 その他の論点 48
 - 6 平成27年度における住宅扶助限度額の設定 50
 - 7 結 語 68

第2章 ドイツの最低生活保障制度の動向と変容 ————— 76

- 1 ハルツ第4法改革と社会法典第2編・第12編 76
 - 1 ハルツ改革と第4法 76
 - 2 求職者基礎保障の登場 79
 - 3 主体・管轄・財源 86
 - 4 制度改革のインパクト 88

2	給付システムの改革と基準額（保護基準）	90
1	社会法典第2編の登場	90
2	保護基準に対する司法の評価	96
3	ドイツ連邦憲法裁判所基準額違憲判決	101
4	違憲判決をどうみるか	104

第3章 社会法典（SGB）第2編時代の住居費給付と 判例法理の展開 116

はじめに	116	
1	制度の変遷	117
1	前史—連邦社会扶助法時代の住居費給付	117
2	ハルツ第4法改革と社会法典第2編	121
3	第2編における住居費給付	122
4	住居費給付の論点	128
5	裁判権の状況	131
2	住居費の適切性判例の展開	135
1	住居費の抽象的適切性	136
2	住居費の具体的適切性	151
3	制度のさらなる展開	164
1	連邦憲法裁判所基準額違憲判決と2011年改正	166
2	住居費給付の新ルール：幾つかの新規定	172
3	住居費給付の新ルール：条例制定権の新設	174
4	新制度の到達点	217
4	結語	244
1	定型化への忌避感	244
2	需要充足原理の行方	247

第4章 ドイツ公的扶助における構造原理としての 需要充足原理 268

はじめに	268	
1	社会扶助の構造原理—ロートケーゲルを手がかりに	270
1	公的扶助総論の発達	270
2	構造原理の意味	271
3	需要充足原理とは何か	272
4	需要とは何か	272
5	充足とは何か	274
6	需要充足原理と個別化原理との関係	275

2	需要充足原理の機能	276		
	1 連邦社会扶助法下の社会扶助	276		
	2 需要と「必要生計」概念	277	3 充足のタイプ	278
	4 基準額給付の特性	280		
	5 住居費給付の展開	282	6 小括	283
3	社会扶助の変動—社会法典第2編・第12編へ	285		
	1 ハルツ第4法改革	285	2 社会法典第2編・第12編の特徴	286
	3 一時給付の行方	286	4 貸付の返済	288
	5 逸脱的算定の余地	290	6 小括	291
4	需要充足原理の逆襲？	293		
	1 需要対応型基礎保障の立ち位置	293		
	2 原則と例外の転換—求職者基礎保障の登場	293		
	3 需要未充足への対抗—憲法適合的解釈から違憲の確信へ	294		
	4 違憲判決における需要充足原理？	297	5 小括	300
5	対立軸はどこか—公的扶助の保障モデル	301		
	1 どういう文脈で捉えるか	301		
	2 どういう給付が「個別的」でありえるか	302		
	3 どのように給付を「効率化」するのか	303		
	4 定型化や効率化の歯止めはあるのか	304		
6	第2編はどこへいくのか	305		
7	ドイツの議論は有益か	306		
8	まとめをかねて—日独比較の可能性	308		
	1 需要充足原理の存在感	309	2 司法審査の立ち位置	310
	3 需要充足の「タイプ」とは	312	4 議論の軸は	314
終章 住宅保障の展望と課題		319		
1	概観	319		
2	住宅にかかる「基準」	320		
3	社会保障法プロパーの問題としての住宅保障	322		